【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第143回国会の平成10年８月31日に設置され、当面の調査テーマを「男女等共生社会の構築に向けて」と決定し、調査を進めている。調査の１年目は「女性に対する暴力」を具体的テーマとして取り上げ、第145回国会の平成11年６月30日、女性に対する暴力に関する提言を含む中間報告を議長に提出した。

調査の２年目は「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとして取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、平成11年11月19日、「女性の政策決定過程への参画についての現状と課題」について東京家政大学教授・人間文化研究所長樋口恵子氏、ジャーナリスト・財団法人日本女子社会教育会理事長藤原房子氏を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

次いで、第４回世界女性会議行動綱領に対する取組について政府から説明を聴取することとし、12月３日、「女性の政策決定過程への参画についての現状と課題」について長峯総理府政務次官から説明を聴取した後、同政務次官、小此木文部政務次官及び金田農林水産政務次官並びに政府参考人に対し質疑を行った。

〔調査の概要〕

平成11年11月19日の調査会では、参考人から、歴史的に形成された性別役割分業などの違いを乗り越えなければ新しい豊かな社会も平和もバランスのとれた開発もない、日本は世界有数の統計生産国でありながら女性の問題状況の把握や改善につながることを認識して策定されたジェンダー統計の整備が遅れている、アンペイド・ワークを担ったまま女性が公的分野に参加するのは大きな負担であり、男性が家庭生活にも共同参画するという視点がない限り男女の共同参画は難しい、等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①政策決定の場に参画する女性が少なくないことから派生する問題、②女性が政策決定過程へ参画するための新たな方法、③政党の中で女性議員が男性議員の意識を変革していくことの必要性、④女性が社会参加するための条件整備についての政府の責任、⑤女性の社会参加の実態をつかむための統計の整備の必要性等について質疑が行われた。

また、12月３日の調査会では、①男女共同参画社会基本法の理念の具体化、②男女共同参画社会基本法の理念の十分な理解の必要性、③男女共同参画社会基本法に基づく地域での取組を支援する国の施策、④農山漁村における女性の地位向上のため女性の役割を適正に評価し社会参画、経営参画を支援することの重要性、⑤男女共同参画社会実現に向けての政府の取組強化、⑥男女共同参画社会を実現するための具体的な実態調査の必要性等について質疑が行われた。

(2) 調査会経過

○平成11年11月10日（水）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○海外派遣議員から報告を聴いた。

○平成11年11月19日（金）（第２回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について参考人東京家政大学教授・人間文化研究所長樋口恵子君及びジャーナリスト・財団法人日本女子社会教育会理事長藤原房子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月３日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について長峯総理府政務次官から説明を聴いた後、同政務次官、小此木文部政務次官、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月15日（水）（第４回）

○共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。